

居宅介護支援重要事項説明書

あなた（利用者）に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、山形市条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団楽聖会
主たる事務所の所在地	〒990-0861 山形市江俣4丁目18番26号
代表者（職名・氏名）	理事長 古沢信之
設立年月日	平成11年 8月
電話番号	023-681-6226

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	楽聖ケアプランセンター	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒990-0861 山形市江俣4丁目18番26号	
電話番号	023-687-0606	
指定年月日・事業所番号	平成27年 6月 1日指定	
管理者の氏名	古澤潤	
通常の実業の実施地域	山形市、山辺町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連結調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、利用者の希望に応じて、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
管理者（介護支援専門員を兼務）	1人	0人	1人
介護支援専門員	5人	1人	6人

7. 利用料

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居宅介護支援費 (1月につき)	10,570	10,570	13,730	13,730	13,730
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			支援費の100分の5に相当する額		
加算	初回加算			300	
	特定事業所加算(Ⅱ)			400	
	入院時情報連携加算(Ⅰ)			200	
	入院時情報連携加算(Ⅱ)			100	
	退院・退所加算(Ⅰ)イ			450	
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ			600	
	退院・退所加算(Ⅱ)イ			600	
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ			750	
	退院・退所加算(Ⅲ)			900	
	ターミナルケアマネジメント加算			400	
	緊急時等居宅カンファレンス加算			200	

注・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算：通常の事業の実施地域外に居住する利用者の場合算定します。

- ・初回加算：新規に居宅サービス計画を作成する場合及び要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合に算定します。
- ・特定事業所加算（Ⅱ）：厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た場合に算定します。
- ・入院時情報連携加算（Ⅰ）：入院後3日以内に必要な情報を提供した場合に算定します。
- ・入院時情報連携加算（Ⅱ）：入院後4日以上7日以内に必要な情報を提供した場合に算定します。
- ・退院・退所加算：利用者が退院もしくは退所する場合、病院や施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービス利用に関する調整を行った場合算定します。（初回加算を算定する場合は算定しません）
- ・退院・退所加算（Ⅰ）イ：病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合に算定します。
- ・退院・退所加算（Ⅰ）ロ：病院等の職員からの情報収集をカンファレンスにより1回行っている場合に算定します。
- ・退院・退所加算（Ⅱ）イ：病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合に算定します。
- ・退院・退所加算（Ⅱ）ロ：病院等の職員からの情報収集を2回以上行い、そのうち1回以上がカンファレンスにより行っている場合に算定します。
- ・退院・退所加算（Ⅲ）：病院等の職員からの情報収集を3回以上行い、そのうち1回以上がカンファレンスにより行っている場合に算定します。

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準（要介護1・2＝10,570円 要介護3・4・5＝13,730円）によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、県、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 個人情報の保護

サービスを提供する上で知りえた、利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命や身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後を問わず第三者に漏らすことはありません。

また、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報は用いません。

10. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 023-687-0606
	面接場所 当事業所の相談室
	担当者 古澤潤 荒木昭雄 村上協子 松田京子 船田亜衣 山寺三奈
	受付時間 午前8時30分から午後5時30分まで

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	山形市福祉推進部指導監査課 高齢福祉指導係	電話番号 023-641-1212
	山辺町保健福祉課介護保険係	電話番号 023-667-1107
	山形県国民健康保険団体連合会	電話番号 0237-87-8006

1.1. 記録の開示

指定居宅介護支援の提供に係る記録について、利用者及びその家族は必要に応じて閲覧できます。

1.2. その他

- 利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院又は診療所に速やかにお伝えください。担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を日頃より介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管をお願いします。
- 居宅サービス計画の作成に当たって利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

令和 年 月 日

利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

楽聖ケアプランセンター
山形市江俣4丁目18番26号

説明者職・氏名

印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名

印

署名代行者（又は法定代理人）

住所

氏名

印

本人との続柄